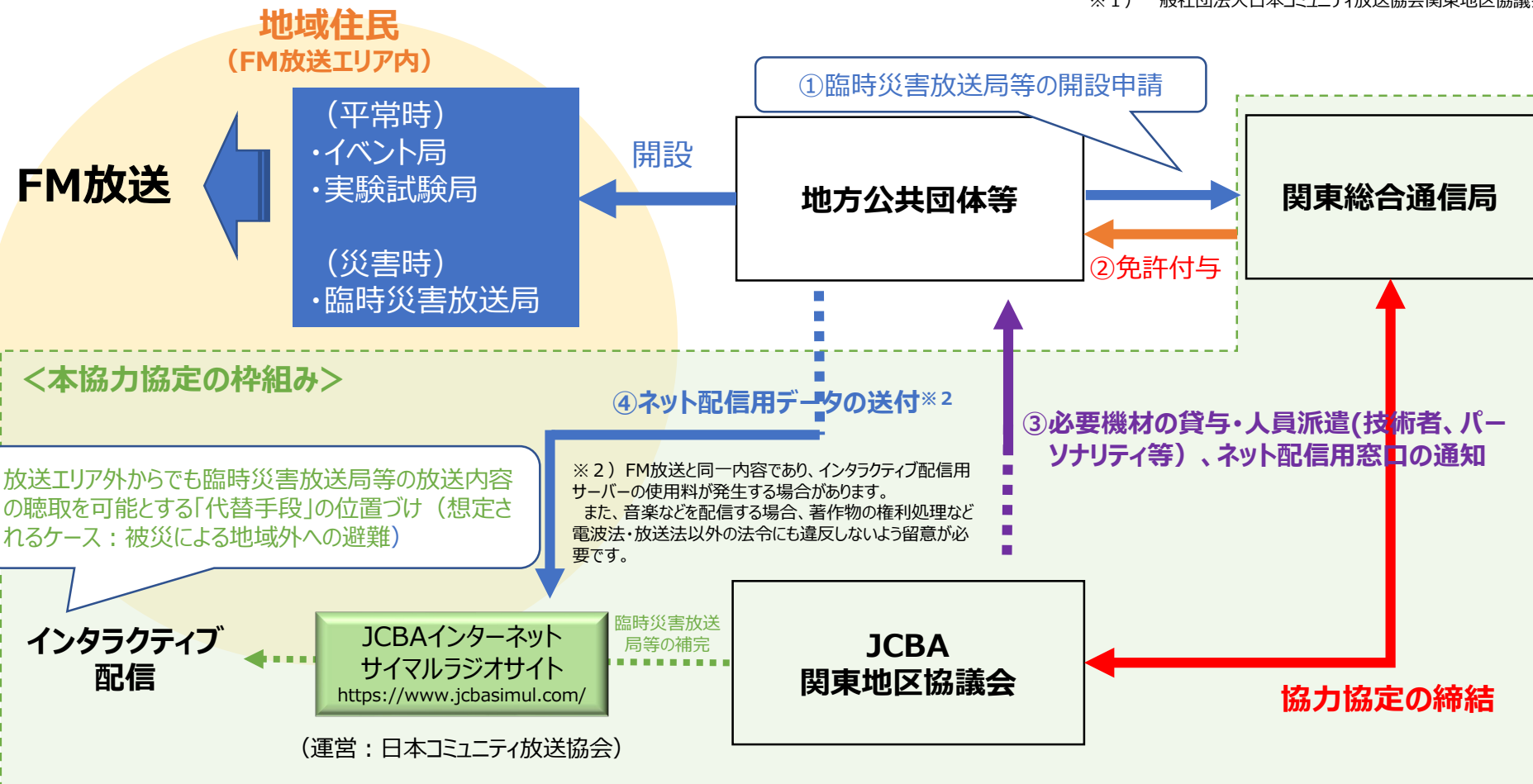


関東総合通信局とJCBA関東地区協議会※1との協力協定の枠組み

－ デジタル時代における実効性のある臨時災害放送局等の協力体制の構築 －

※1) 一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会



＜本協定によりJCBA関東地区協議会が協力する対象＞

- ・ 地方公共団体等への臨時災害放送局等の開設及び放送を遂行するために必要となる機材の貸与や技術者等人員の派遣
- ・ 日本コミュニティ放送協会が運営する「JCBAインターネットサイマルラジオサイト」を利用した臨時災害放送局等による放送内容のインタラクティブ配信
- ・ その他、協議して定めた事項